

議案第71号

目黒区三田地区整備事業住宅条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成27年11月20日

提出者 目黒区長 青木英二

目黒区三田地区整備事業住宅条例の一部を改正する条例

目黒区三田地区整備事業住宅条例（平成6年9月目黒区条例第27号）の一部を次のように改正する。

第3条中「13戸」を「12戸」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説明) 三田地区整備事業住宅の一部を廃止するため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。

資料

目黒区三田地区整備事業住宅条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(_____は、改正点)

改 正 案	現 行 条 例
(戸数) 第3条 三田整備事業住宅の戸数は、 <u>12戸</u> とする。	(戸数) 第3条 三田整備事業住宅の戸数は、 <u>13戸</u> とする。